

国の「総合特区制度」（国際戦略総合特区）について

1 制度の概要

- 国の「新成長戦略」に位置づけられ、国において制度を検討。本年6月22日、「総合特別区域法案」が国会で可決・成立。
- 「総合特区」には、以下の2つの類型。
 - ① **成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化を図る「国際戦略総合特区」**
 - ② 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を図る「地域活性化総合特区」
- 認定された計画に対し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施。
- **国際戦略総合特区の指定数は、全国で5箇所程度を目安。**
地域活性化総合特区は、全国数十ヶ所。

2 制度に係る経過・今後のスケジュール

- ・ 6月22日（水） 総合特別区域法案 可決・成立
- ・ 8月1日（月） 総合特別区域法、施行令、施行規則の施行
- ・ 8月15日（月） 総合特別区域基本方針の閣議決定
- ・ 8月15日（月）～9月30日（金）
指定申請の募集（第1回）
- ・ 11月中旬 総合特別区域評価・調査検討会による第1次評価の結果及びヒアリング対象指定申請の公表
- ・ 12月上旬 総合特別区域推進ワーキンググループ及び総合特別区域推進本部による指定・推進方針（案）のとりまとめ
- ・ 年内 総合特区の指定（第1回）

3 地域協議会について

- 総合特区として指定されるためには、地域協議会が設置されていることが必要条件となる。（「運営母体が明確であること」は総合特区の指定基準の一つ）
- 指定申請主体は、指定申請をしようとするときは、原則として、地域協議会における協議を経る必要がある。（法第8条第5項）

- 指定申請には、協議会における意見及び協議の概要を指定申請書に添付しなければならない。(法第 8 条第 6 項)
- 地方公共団体は、地域協議会を組織したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。(法第 19 条第 7 項)
- 会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その結果を尊重しなければならない。(法第 19 条第 10 項)

4 総合特区に係る規制の特例措置等の提案制度について

- 地方公共団体が総合特区の指定申請をする際に、あらゆる分野の国の規制・制度に関し、規制の特例措置等の提案をできることとされている。(法第 10 条)
- 具体的には、
 - ・規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）
 - ・国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
 - ・国の関係機関の業務の見直し
 - ・国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等に関する提案を全て受け付けるとされている。
- 「有効な国の規制・制度改革の提案があること」は、総合特区の指定基準の一つとされている。
- 地方公共団体から、総合特区の指定申請と併せて提出された提案については、国が総合特区の指定を行った場合には、国と地方の協議会における協議の議題とされる。

総合特別区域法の概要<予算関連法>

総合特別区域の設定を通じ、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、総合特別区域基本方針の策定、総合特別区域計画の認定、当該認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定める。

総合特別区域法の概要

◆総合特区制度の創設

総合特別区域推進本部の設置

- ◆総合特別区域における施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部を設置
 - ・総合特別区域基本方針の案を作成し、総合特別区域の指定に対する意見のとりまとめ等を実施。

総合特別区域基本方針の策定（閣議決定）

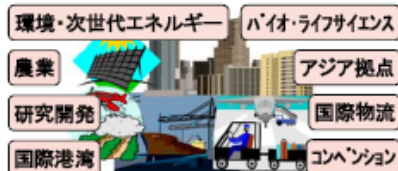
- ◆政府は、総合特別区域における施策の総合的・集中的な推進を図るための総合特別区域基本方針を策定

総合特別区域の指定

- ◆地方公共団体は、地域協議会の協議を経て、総合特別区域の指定を申請
- ◆内閣総理大臣は、指定基準に適合する区域を、国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域として指定
 - ・民間事業者等は、地方公共団体に対して、指定の申請をすることを提案可能。
 - ・地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることが可能。

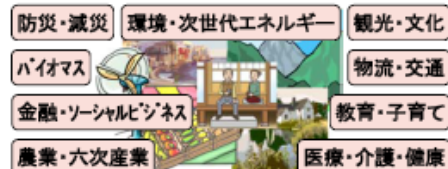
①国際戦略総合特別区域

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の拠点形成等による国際競争力の強化



②地域活性化総合特別区域

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域の活性化



協議

国と地方の協議会の設置

- ◆内閣総理大臣、内閣総理大臣の指定する国務大臣及び指定地方公共団体の長は、総合特別区域ごとに、協議会を設置
 - ・地方公共団体が実施・促進しようとする事業、新たな規制の特例措置等の整備等を協議。

地域協議会の設置

- 構成員：地方公共団体、事業の実施主体、経済団体、金融機関、NPO法人等
- 総合特別区域の指定申請、作成しようとする計画並びに認定計画及びその実施に関し必要な協議を実施。

【協議・連絡調整】



国際戦略総合特別区域計画・地域活性化総合特別区域計画の認定

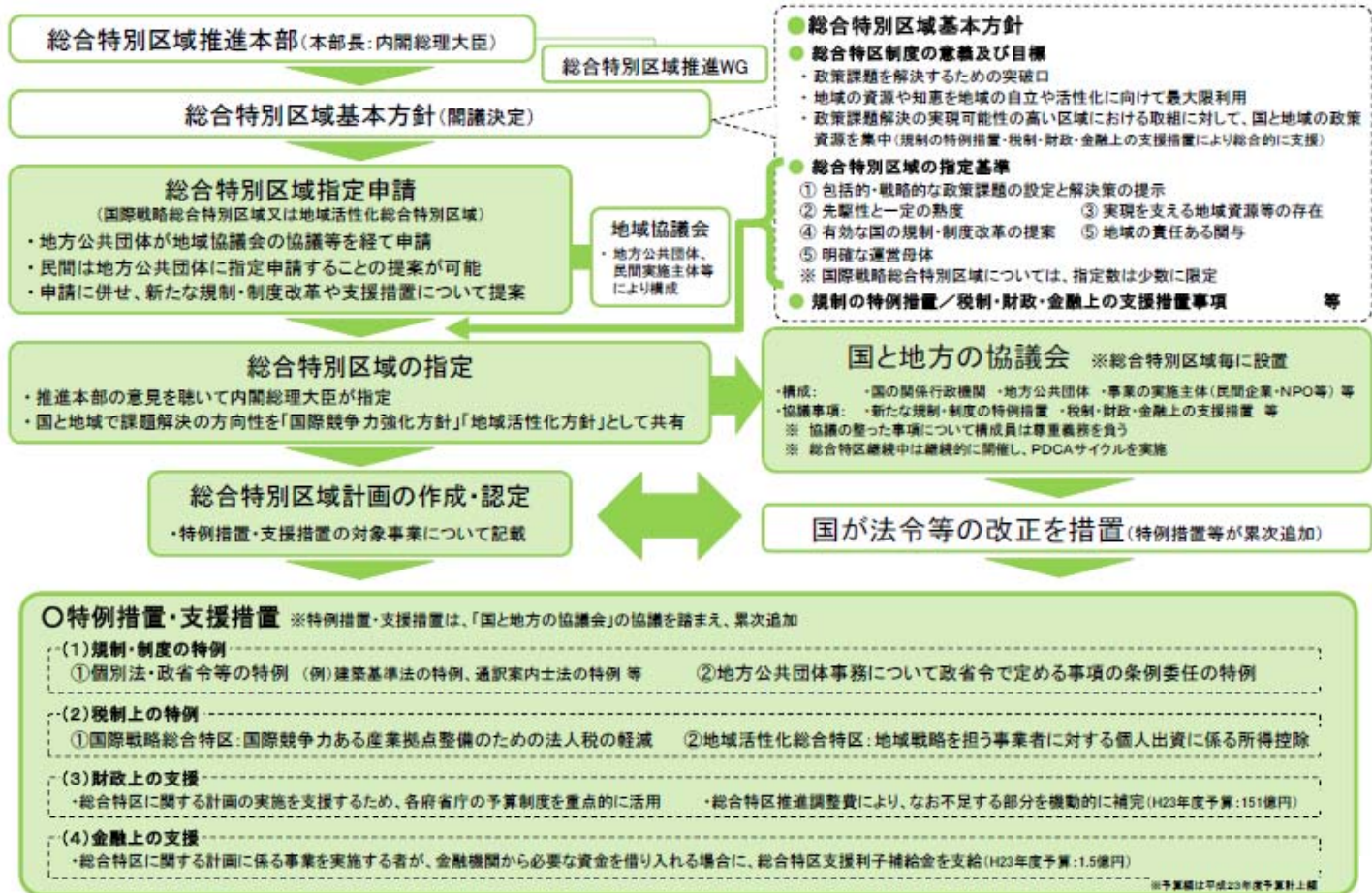
- ◆指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化を図るための計画を作成し、認定を申請
- ◆内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を経て、同計画を認定

協議

規制の特例措置等

- 認定計画に基づき、規制の特例措置、課税の特例、総合特区支援利子補給金等の特別の措置を適用。
- 政省令により規定された地方公共団体の事務に関する規制について、認定地方公共団体が条例で定めるところにより、規制の特例措置を適用。
- その他、総合特区推進調整費を予算措置。

総合特別区域法のスキーム



総合特区の指定基準

(基本方針案第三の2)

第一号基準(基本方針に適合)

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

- 単に国の支援措置のみを求めるものではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、
- 提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

- 政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること
- 関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められること

iii) 実現を支える地域資源等が存在すること

- 地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていること

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

- 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされていること
- 提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していること

v) 地域の責任ある関与があること

- 地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域の関与が示されていること
- 例) ①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 ②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定 ③地方公共団体等における体制の強化 等
- 指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであること
- ※評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

- 運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有すること
- ※活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断する。
- ※規制の特例措置を活用した事業の実施にあたり、利害関係を有する団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

第二号基準
(事業の実施が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる)

国際戦略総合特区: 目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること
地域活性化総合特区: 目標の達成が、地域の活性化に寄与すること

※事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案